

【竹田市民の皆様へ】

# エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金(追加支給) (7万円/1世帯)のご案内

竹田市社会福祉課

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、特に負担感が大きい低所得世帯（令和5年度住民非課税世帯）に対して、国の経済対策による価格高騰支援給付金を1世帯あたり7万円支給します。

## 支給対象世帯

支給対象となる世帯は、令和5年12月1日現在竹田市に住民票がある世帯で、  
①世帯全員の令和5年度住民税が非課税の世帯（世帯員全員が課税者に扶養されている世帯は除く）  
②家計急変世帯 です。

※令和5年3月28日の閣議決定に基づき1世帯あたり3万円を支給した「竹田市エネルギー・食料品価格等物価高騰支給給付金」とは支給要件や対象世帯が異なります。令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯や、世帯員全員が課税者に扶養されている世帯は対象外となります。

### ①世帯全員の令和5年度住民税が非課税の世帯

令和5年12月1日に竹田市に住民登録がある

はい

いいえ

世帯全員の令和5年度住民税が非課税である

はい

いいえ

世帯員全員が課税者に扶養されていない世帯である

はい

いいえ

#### 支給要件に該当します

対象となる世帯には、令和6年1月中旬に「支給要件確認書」を送付します。

#### 支給要件に該当しません

### ②家計急変世帯

上記①に該当しない世帯のうち、  
予期せず家計が急変し、  
収入が減少した世帯

《申請期間》

令和6年2月1日(木)～  
令和6年3月15日(金)

詳しい手続きは、裏面をご覧ください。

お問い合わせ【土・日・祝日を除く8:30～17:00】

「エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金(追加支給)」窓口(竹田市社会福祉課)  
☎0974-63-1111(内線151)

## 申請手続きや必要書類等

対象となる世帯には、令和6年1月中に「支給要件確認書」を送付します。

《申請手続》

支給要件確認書(確認書)が届いた世帯(必ずご返送ください!)



確認書に口座番号の印字がある方

※添付書類は不要

ただし、振込口座変更の場合は  
新しい通帳の写しが必要

世帯主氏名、確認年月日、電話番号をご記入後、返信用封筒に入れてご返送願います。  
なお、ご持参される場合は各支所でも取り扱いができます。

確認書に口座番号の印字がない方

※添付書類が必要

・世帯主名義の通帳の写し  
・免許証、保険証など身分証明書の写し

《申請期限》

令和6年3月15日(金)※確認書必着

《支給日》

市に支給要件確認書が届いてから30日以内に振込予定です。  
(振込日は通知しません。)

## 予期せず家計が急変し収入が減少した世帯(家計急変世帯)

### 家計急変世帯とは・・・

R5年度の住民税が課税されている世帯で、世帯員全員がR5年1月から12月までに病気や失業、営業不振等で急激に収入が減少し、非課税水準となった世帯。

申請される方は市役所社会福祉課管理係に来庁し申請してください。

申請書は竹田市公式ホームページに添付しておりますので、ご利用ください。

来庁時には、世帯員全員の収入がわかる書類、通帳、身分証明書等をご持参ください。

※市に給付金の申請をしてから30日以内に給付の可否を決定し、その後結果をお知らせします。

銀行等への振込名称は「ブッカコウトウ(ツイカ)」となりますので、記帳してご確認ください。